令和７年５月１２日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

１、開催日時：令和７年５月１２日（月）
午後２時００分から午後３時００分

２、開催場所：高森町役場　庁舎２階　第１・２委員会室

３、出席委員

1番	松岡　浩吉	2番	中川　浩志	3番	後藤　賢治
4番		5番	住吉　栄男	6番	杉田　年徳
7番	瀬井　悦老	8番	津留　孝二	9番	野尻　昭生
10番	芹口　民雄	11番	二子石富士夫	12番	篠田　晶子
13番	中川　和子	14番	安藤　吉孝		

４、欠席委員　　４番　冨永　安弘

５、議事日程

第１　議事録署名委員の指名に関する件

第２　農地法第３条第１項の規定による許可申請に関する件

第３　農地法第５条第１項の規定による許可申請に関する件

６、農業委員会事務局職員

局長　　芹口　孝直
係長　　今村　翔太
参事　　後藤　健一

事 務 局　　皆さん、こんにちは。

本日、令和７年度第２回高森町農業委員会の総会を開会いたします。

高森町農業委員会会議規則第６条の規定により、過半数の出席で総会は成立となっております。

本日は、１４名中１３名が出席、４番委員より、欠席のご報告をいただいております。

それでは、農業委員会会長より御挨拶をお願いします。

会　　長　　皆さん、こんにちは。

お忙しい中、農業委員会総会にお集りいただき、ありがとうございます。

山を見渡しますと新緑で、大分緑がきれいになってきていたなというふうに感じております。

また、農地も、だんだん田植えが進んできて、水が張ってあり、峠から見ますと、景色が鏡に映ったように非常にきれいになっております。

また、畜産のほうも、牧草の採り入れとか、大変お忙しいときではございますけれども、この総会が無事に終わりますよう、そして皆さんの活発な意見を出していただきますようお願いいたします。

農業委員会もこれから、いろいろと相談事とかがあろうかと思いますが、皆さんどうぞよろしくお願いいたしまして、私の挨拶に代えさせていただきます。

事 務 局　　会長、ありがとうございました。

それでは、次第の３番、議事の進行についてですが、会議規則第４条の規定により、会長が議長となるとありますので、これからの進行を会長にお願いしたいと思います。

議　　長　　では、ただいまから議事を始めたいと思います。

では、**「議第６号」**

事 務 局　　高森町農業委員会会議規則第１３条第２項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和７年５月１２日提出、高森町農業委員会会長　芹口民雄。

議　　長　　議事録署名ということでございますので、今回は５番委員、６番委員に署名をお願いしたいと思います。

では、**「議第７号」**

事 務 局　　農地法第３条第１項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和７年５月１２日提出、高森町農業委員会会長　芹口民雄。

議　　長　　はい。では、第３条の審議ということで、番号の１番は、６番委員に、説明をお願いします。

６番委員　　譲受人、譲渡人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積は御覧のとおりです。
農地の情報は左記のとおり、農地集積のため購入するとあります。
補足資料は、３ページから４ページです。
以上です。

事 務 局　　事務局から許可基準に補足させていただきます。
申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第３条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
国道沿いから入ったところになります。
赤枠で囲ってあるところが申請の対象農地となっております。
事務局からの補足は以上です。

議　　長　　何か御質問、意見はございませんか。
なければ、可決したいと思いますが、よろしいですか。

（複数委員）　はい。

議　　長　　はい、それでは番号１は可決いたします。

では、番号２。１番委員、お願いします。

１番委員　　譲受人、譲渡人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積は書面のとおりです。
相手方の要望により、土地を売り渡すとなっております。

補足資料は、５ページから８ページとなっております。
以上です。

事 務 局　事務局から補足します。
申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第３条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
事務局からの補足は以上です。

議　　長　はい。では、何か御意見等ございませんか。
ないようでしたら、可決したいと思いますが、よろしいですか。

（複数委員）　はい。

議　　長　はい。可決します。
では、次、番号３です。
これは私から説明いたします。
譲受人、譲渡人は左記のとおりです。
土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積も左記のとおりでございます。
これは所有権の移転・贈与です。
長年耕作してきた農地を譲り受けるということでございます。
補足資料は、９ページ、１０ページを御覧ください。
以上です。

事 務 局　事務局から補足いたします。
申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第３条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
事務局からの補足は以上です。

議　　長　はい。これに対して、御意見・御質問はございませんか。
なければ、可決したいと思いますが、よろしいですか。

（複数委員）　はい。

議　　長　　はい。可決します。

では、番号４。２番委員、お願いします。

２番委員　　借受人、貸出人、農地の情報は左記のとおり。
申請事由は、物納による賃貸借権の設定です。
補足資料は、１２、１３ページになります。

事 務 局　　事務局から補足させていただきます。
申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第３条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
事務局からの補足は以上です。

議　　長　　はい。これについて御意見・御質問はございませんか。
では、可決したいと思いますが、よろしいですか。

（複数委員）　はい。

議　　長　　はい。可決します。

では、**「議第８号」**
事 務 局　　農地法第５条第１項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和７年５月１２日提出、高森町農業委員会会長　芹口民雄。

議　　長　　はい。これは第５条審議です。

では、１番です。これも、２番委員、お願いします。

２番委員　　譲渡人、譲受人、農地の情報は左記のとおりです。
転用理由は、自己所有地に隣接する農地を購入し、住宅を建築したいとのことです。
補足資料は１５ページ、１６ページになります。
よろしくお願いします。

事 務 局　　事務局から補足いたします。

許可要件につきましては、申請書に事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

申請地は、公園や学校等の施設が連担している区域、農地が点々と散在している第３種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議　　長　　はい。ありがとうございます。

これに対する御質問・御意見ございませんか。

（複数委員）　　ありません。

議　　長　　はい。では、これも可決したいと思います。

では、番号２。８番委員、お願いします。

８番委員　　譲受人、譲渡人、土地の所在地、登記面積、農地の情報は下記のとおりです。

転用理由として、祖母より土地を譲り受け、自宅を建設したいということです。

補足資料は、１８から１９ページです。

以上です。

事 務 局　　事務局から補足いたします。

許可要件につきましては、申請書に事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

申請地は、学校等の施設が連担している区域、農地が点々と散在している第３種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

事務局からの補足は以上です。

議　　長　　はい。

では、このことについて可決したいと思いますが、御意見・御質問等ございませんか。

（複数委員）	はい。
議　　長	はい。では、これも可決いたします。 審議は、以上です。 お疲れ様でした。